

日光市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査業務  
公募型プロポーザル募集要項

1. 委託業務概要

(1) 業務名

日光市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査業務

(2) 目的

本市は、令和6年度に「再生可能エネルギー導入促進に向けたゾーニング事業」(令和5年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)を実施し、地域に調和する再生可能エネルギーの最大限導入を図るため、再エネ導入目標の設定及び地域脱炭素化促進事業の対象区域(促進区域)の設定を行った。本業務は公共施設への太陽光発電導入に関するこれらの目標を実現するため、調査を実施して、具体的な太陽光発電の導入対象施設を抽出し、その導入可能量を明らかにする。あわせて、優先的に導入していく施設を選定して導入工程を計画し、さらに優先導入施設の検討に際しては、地域脱炭素化事業の実現に向けての導入スキームも併せて検討し、市域全体の再エネ導入目標の達成に向けての道筋を具体化する。

(3) 業務の内容

日光市公共施設太陽光発電設備導入可能性調査業務仕様書のとおり

(4) 履行箇所

日光市内

(5) 履行期間

契約の日から令和8年1月16日(金)まで

(6) 見積上限額

10,164,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2. 応募資格

本プロポーザルに参加する者は次に掲げる全ての要件及び実績等を満たしていなければならない。

(1) 基本要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7・8年度日光市入札参加資格審査(物品役務)の参加資格者名簿に登録されていること。

- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者は、この限りでない。
- ⑤ 過去 1 年間に於いて、日光市入札参加者指名停止基準（平成 18 年）の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(2) 実績・経験

過去 5 年間（令和 2 年度から令和 6 年度まで）に、国、都道府県又は市町村における公共施設太陽光発電設備導入可能性調査業務に携わった実績があること。

3. 全体スケジュール

現段階において予定するスケジュールは以下のとおりとする。

項目	企画提案者	日光市
プロポーザル公告		令和 7 年 5 月 15 日（木）
参加申請書等提出期限	令和 7 年 6 月 4 日（水）	
質問受付期限	令和 7 年 6 月 4 日（水）	
質問の回答		令和 7 年 6 月 6 日（金）
企画提案書等提出期限	令和 7 年 6 月 17 日（火）	
参加資格審査結果通知		令和 7 年 6 月 19 日（木）
プレゼンテーション日程通知		令和 7 年 6 月 19 日（木）
プレゼンテーション実施	令和 7 年 6 月 25 日（水）	
審査結果通知	令和 7 年 6 月 27 日（金）	

4. 参加申請書等の提出

(1) 提出書類

- ①プロポーザル参加申請書（様式 1）
- ②参加資格要件確認書（様式 2）
- ③参加者概要（会社概要・事業内容等）（任意様式）

(2) 提出部数

①～③を各 1 部

(3) 提出期限

令和 7 年 6 月 4 日 (水) 17 時必着

(4) 提出方法

末尾記載の担当部署へ持参又は書留郵便によること。

5. 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和 7 年 6 月 4 日 (水) 17 時必着

(2) 提出方法

質問事項を簡潔にまとめ、質問書(様式 3)により電子メールで提出すること。  
なお、電子メールを送付した時はその旨を電話にて連絡すること。また電話や FAX  
での質疑応答は行わないので注意すること。

(3) 回答方法

令和 7 年 6 月 6 日 (金) に企画提案者全者にメールで回答する。

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画技術提案書(表紙)(様式 4)

②企画提案書(実施体制、工程表、その他参考となる資料)

A4 サイズ 10 ページ程度とする。(任意様式)

③過去の同種・類似業務実績

A4 サイズ 2 ページ以内とする。(任意様式)

同種業務の定義: 令和 2 年以降での国、都道府県又は市町村における公共施設太陽光発電設備導入可能性調査

類似業務の定義: 令和 2 年度以降での国、都道府県又は市町村における再生可能エネルギーに関する調査業務

④管理技術者経歴書(様式 5)

⑤見積書(押印のあるもの)(任意様式)

(2) 提出部数

①⑤は各 1 部、②③④は各 6 部

(3) 提出期限

令和7年6月17日(火) 17時必着

(4) 提出方法

末尾記載の担当部署へ持参又は書留郵便によること。

7. 参加資格審査結果の通知

参加資格確認結果通知書(様式6)により、参加申請書を提出した者に対し、本プログラムの参加資格の有無についてメールで通知する。

8. プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 日時及び会場

参加資格を有する企画提案者に、後日通知する。

(2) 出席者

会場への入室は3名以内とする。

(3) 内容

- ① 1者あたりのプレゼンテーション時間は20分以内とし、その後15分程度質疑応答を実施する。
- ② プレゼンテーションは管理技術者が行うこととする。
- ③ プレゼンテーションは提出した企画提案書等に沿った内容とする。

9. 受託候補者の選定方法

- (1) 審査委員会において、「別紙審査基準」に基づき、企画提案書等の内容を審査、採点し、最も得点の高かった者を受託候補者として選定する。
- (2) 合格点が最も高い者が2名以上いるときは、くじにより受託候補者を選定する。
- (3) 審査委員による採点の結果、合格点が満点の1/2を超える事業者がいなかった場合、受託候補者の選定は行わない。

10. 審査結果通知書

結果通知書(様式7)により、企画提案者全者へ電子メールで通知する。

11. 契約

審査結果に基づき優先交渉権者と業務内容について協議し、随意契約の交渉を行う。優先交渉権者が辞退したとき、優先交渉権者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と業務内容について協議し、随意契

約の交渉を行う。技術提案で提出された参考見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求めるが、その金額は審査段階で提出された参考見積書の範囲内とする。

なお、契約保証金等については、日光市財務規則（平成 18 年光市規則第 58 号）の規定による。

## 1 2. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- ①提出書類の提出方法に適合しないもの。
- ②提出書類の作成様式及び記載上の留意事項等に適合しないもの。
- ③提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。また、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ④提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤市が提示した見積上限額を超える額の参考見積書を提出したもの。
- ⑥本プロポーザルに関して担当部局以外の関係者と接触を図ったもの。
- ⑦プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったもの。
- ⑧その他、本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合。

## 1 3. その他（必要な事項）

- ①提出期限後の書類の差し替え及び再提出は一切認めない。
- ②提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- ③提出書類は返却しない。
- ④委託業務の全部もしくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。但し、業務の一部に係る再委託についてあらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ⑤今回の提出物及びプロポーザルへの参加に係る一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- ⑥提案書は、受託候補者を選定するための参考資料であり、契約後の業務については、日光市と協議を重ねながら進めていくことになる。従って提案書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
- ⑦本事業は、一般社団法人地域循環共生社会連携協会による令和 6 年度補正「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」のうち「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援事業」の制度の活用を前提として実施するものである。また、不採択の場合は受託者との協議により中止とすることがある。

1 4. 担当部署（提出先・問合せ先）

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地

日光市役所 観光経済部 環境森林課 気候変動対策係

担当：篠原・五十嵐・久保田（主担当）

電話：0288-21-5152

メール：[kankyou-shinrin@city.nikko.lg.jp](mailto:kankyou-shinrin@city.nikko.lg.jp)